

## 船舶検査の方法の一部改正について

### 1. 背景

海難事故防止、船員労働環境の改善、職場の魅力向上への期待から、近年自動運航船に注目が集まっているところ、自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めている。

これまで自動運航船に関する明確な安全基準は規定されてこなかったが、自動運航船検討会にワーキンググループ（以下「WG」）を設置し、専門家等によりこれらの検討がされ、本年 5 月 30 日に船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の改正を行った。また、本年 6 月 3 日の第 5 回自動運航船検討会において、船舶検査心得及び自動運航システム等の検査方法が承認されたことを受け、以下概要のとおり、自動運航システム等の検査の方法を定め、船舶検査の方法を改正する。

### 2. 概要

- (1) 自動運航船検討会及び WG の検討を踏まえ、自動運航システム等の検査の方法を新たに定める。【国海查第 100 号】
- (2) 上記 (1) に関連して、船舶検査の方法 A 編以下各編を改正する。【国海查第 102 号】
- (3) その他所要の改正【国海查第 102 号】

### 3. 施行日

令和 7 年 6 月 30 日

(送付先関係団体)

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 共有船舶建造支援部	部長	井上 清登
一般財団法人 日本海事協会	会長	菅 勇人
一般社団法人 日本船主協会	理事長	篠原 康弘
一般社団法人 日本造船工業会	専務理事	斎藤 英明
一般社団法人 日本中小型造船工業会	専務理事	岩本 泉
日本小型船舶検査機構	理事長	高野 裕文
一般社団法人 日本船舶品質管理協会	専務理事	濱田 哲
日本内航海運組合総連合会	理事長	河村 俊信
一般社団法人 日本舶用機関整備協会	専務理事	田中 独歩
一般社団法人 日本舶用工業会	専務理事	矢頭 康彦
一般社団法人 大日本水産会	専務理事	高瀬 美和子
一般社団法人 日本外航客船協会	常務理事	伊藤 正幸
一般社団法人 日本旅客船協会	会長	加藤 琢二
一般社団法人 日本長距離フェリー協会	常務理事	畠山 博文
一般社団法人 全国船舶無線協会水洋会部会	事務局長	田北 順二
一般社団法人 日本船舶電装協会	専務理事	渡田 滋彦
一般財団法人 日本舶用品検定協会	常務理事	小濱 照彦
全日本海員組合	組合長	松浦 満晴
一般社団法人 日本海事代理士会	会長	松井 直也
一般財団法人 日本船舶技術研究協会	専務理事	加藤 光一
一般社団法人 日本作業船協会	会長	千葉 光太郎
公益社団法人 日本海難防止協会	会長	池田 潤一郎
一般社団法人 海洋水産システム協会	会長	平石 一夫
一般社団法人 日本港湾タグ事業協会	会長	阿部 昭一
Lloyd's Register Group Limited	船級日本地域代表者	濱中 誠司
DNV AS	Country Manager, Japan	Stian Erik Sollid
American Bureau of Shipping	Area Operation Manager, Japan	増永 幸大郎
ビューローベリタスジャパン株式会社 海上保安庁装備技術部船舶課	船級部門長 課長	杉原 義之 高橋 治

国海查第 100 号の 2  
令和 7 年 6 月 30 日

関係団体 各位

国土交通省 海事局  
検査測度課長 池田 隆之  
( 公 印 省 略 )

自動運航システム等の検査の方法の制定について (通知)

今般、別添のとおり自動運航システム等の検査の方法を制定しましたのでお知らせします。

制定 国海查第100号(令和7年6月30日)

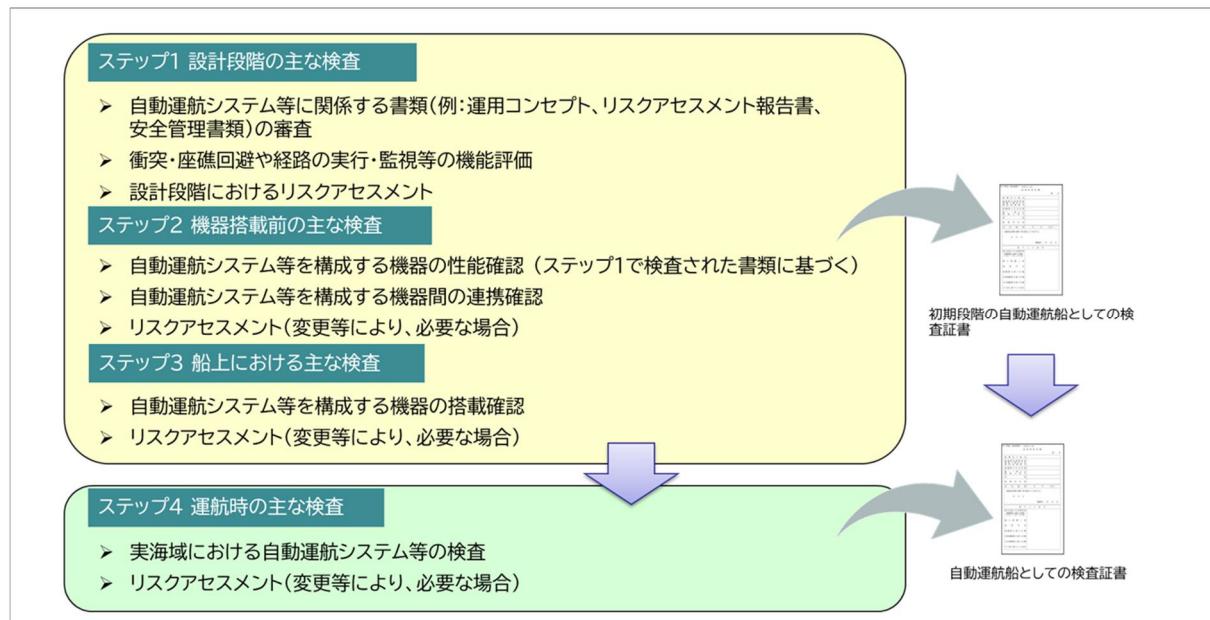
## 自動運航システム等の検査の方法

### 目次

1. 通則
  2. 自動運航システム等にかかる第1回定期検査
    - 2.1 設計段階の検査(ステップ1)
      - 2.1.1 提出書類
      - 2.1.2 機能確認試験
      - 2.1.3 リスクアセスメント
    - 2.2 機器搭載前の検査(ステップ2)
      - 2.2.1 自動運航システム等を構成する機器の性能確認
      - 2.2.2 自動運航システム等を構成する機器間の連携確認
      - 2.2.3 リスクアセスメント
    - 2.3 船上における検査(ステップ3)
  3. 自動運航システム等にかかる臨時検査(運航時の検査(ステップ4))
  4. 自動運航システム等にかかる定期的検査(第2回以降の定期検査及び中間検査)
- 附属書I 衝突・座礁回避機能の試験
- 附属書II 経路の実行・監視機能の試験
- 附属書III リスクアセスメントの実施手順書

## 1. 通則

- 1.1 新たに船舶に搭載する自動運航システム及び遠隔支援業務用設備等(以下、「自動運航システム等」)の検査の方法は、本章による。
- 1.2 自動運航システム等が船舶自動化設備特殊規則(以下、「自動化規則」)第11条の2に定める要件を満足することを検査により確認する。
- 1.3 検査は、自動運航システム等の設計、搭載、運航の各段階に分けて行うこととし、通常の船舶検査(設計段階の検査(ステップ1)、機器搭載前の検査(ステップ2)及び船上における検査(ステップ3))に加えて運航時の検査(ステップ4)を行う。
- 1.4 ステップ1からステップ3までの検査は、第1回定期検査により行い、合格した場合は自動運航システム等が担う予定の全てのタスクを船員が行う船舶(以下、「初期段階の自動運航船」という。)として船舶検査証書を交付する。また、ステップ4の検査については、臨時検査により行い、合格した場合は自動運航船として船舶検査証書を交付する。
- 1.5 現存船に新たに搭載する自動運航システム等におけるステップ1からステップ4までの検査については、既に船舶検査証書を保有していることから、臨時検査により行う。なお、当該検査を行う時期によっては、定期検査及び中間検査により行う場合もありうる。



## 2. 自動運航システム等にかかる第1回定期検査

自動運航システム等にかかる第1回定期検査(ステップ1からステップ3)の方法は本章による。

### 2.1 設計段階の検査(ステップ1)

ステップ1の検査の方法は、提出書類による確認、システムに使用するソフトウェアの機能を確認する機能確認試験、設計段階におけるリスクアセスメントによること。

#### 2.1.1 提出書類

船舶所有者から次の書類について提出を受け、基準に適合していることを確認する。なお、適當と認める場合は電子データで提出を受けることができる。

##### -1. 自動運航システム等を搭載する船舶の運用コンセプト

運用コンセプトは、自動運航システム等の利用・運用の概念、概要をまとめた文書であり、自動運航システム等を搭載する船舶の概要、自動運航システム等と船員の役割分担、船舶自動化設備特殊規則第11条の2第1項第1号ニに定める船員への引継ぎ体制について記載すること。

ただし、詳細は機能要求仕様書及び設計書に記載することとしても構わない。

##### -2. 自動運航システム等の機能要求仕様書及び設計書

少なくとも、以下の内容が含まれていること。

- (1) 自動運航システム等の機能要求
- (2) 自動運航システム等の全体像が分かるようなシステムアーキテクチャ
- (3) 自動運航システム等のアルゴリズムの概要
- (4) 自動運航システム等に入力されるデータの種類(接続を想定しているセンサー等)
- (5) 自動運航システム等からの信号が出力される対象(制御機器等)
- (6) 自動運航システム等が担うタスク(タスクを構成するサブタスクを含む)
- (7) 自動運航システム等が担うサブタスク一覧
- (8) 自動運航システム等と船員の役割分担を明確にしたもの
- (9) 自動運航システム等が実行するサブタスクから船員が実行するサブタスクへの移行、あるいはその逆を行う場合は、移行に関するプロセスの説明(移行に要する時間、移行の確実性、移行された船員がサブタスクの実行に適切に対応できる手段や手順を含む)
- (10) 自動運航システム等の運航設計領域
- (11) 運用領域や運航設計領域からの逸脱等の自動運航システムが適切に機能しない若しくはそのおそれが発生した際にリスクを最小化するためのプロセス
- (12) サイバーセキュリティ対策

### -3. 自動運航システム等の手引書

以下の書類が含まれていること。

- (1) 自動運航システム等を搭載する船舶概要を含めた、自動運航システム等の概要
- (2) 船舶安全法施行規則第51条第1項第16号に定める資料

### -4. 設計開発体制に関する資料

以下の事項が記載されていること。

- (1) システム供給者が、自動運航システム等のバージョンアップやソフトウェアの欠陥発見時の対応を実施すること。
- (2) ISO9001等、適切な品質システムを有していること。
- (3) 自動運航システム等を構成するソフトウェアやハードウェアの信頼性、妥当性を確保、検証する能力を有していること。ソフトウェアの信頼性及び妥当性については、シミュレーション試験によって検証すること。
- (4) 各種試験方案を立案する能力を有していること。

### -5. 設計開発プロセスに関する資料

自動運航システム等の開発においては、システムエンジニアリングに基づいた開発プロセスあるいはそれと同等以上の信頼性を有する開発プロセスが採用されていること。

### -6. 自動運航システム等の機能確認試験の報告書

### -7. リスクアセスメントの報告書

### -8. その他必要と認める資料

## 2.1.2 機能確認試験

自動運航システム等の各機能について、以下のシミュレーション等による試験により基準に適合していることを確認する。

### -1. 状況認識

自動運航システム等の状況認識機能について、機能要求仕様に応じ、適切に継続監視及び情報統合ができることをシミュレーション試験又は実機を用いた試験により確認すること。その際、以下の事項を確認すること。

- (1) 運航設計領域判定の確認
- (2) 運用領域判定の確認

### (3) オーバーライドの確認

## -2. 衝突・座礁回避

自動運航システム等は、状況認識に基づき、衝突又は座礁を回避する手段をとることができるものであることを附属書Ⅰ 衝突・座礁回避機能の試験により確認すること。

## -3. 経路の実行・監視

自動運航システム等について、船舶が適切に経路を実行できるための制御ができるものであることを附属書Ⅱ 経路の実行・監視機能の試験により確認すること。

## -4. 船員への引継ぎ

自動運航システム等は、必要に応じて船員が引き継ぐことができる仕様であることを確認するため、以下の事項を確認すること。

なお、引継ぎ機能の確認にあたって、ステップ2以降の検査(搭載予定の機器により確認する検査)で確認することとしても良い。

- (1) 運航設計領域の逸脱の有無にかかわらず、船員が任意に自動運航システム等をオーバーライドできること、この操作は制御システムから独立し、簡単な操作で迅速に行うことができ、誤作動を防止するものであること。
- (2) 運航設計領域から逸脱した場合又は逸脱が予見される場合の船員への引継ぎにあたっては、船員が引き継ぎを完了するまでに要する時間、衝突回避等の対応が可能な範囲が明確に設定されていること。
- (3) 運用領域から逸脱した場合、リスクの最小化が図られていること。

## -5. 警報管理

自動運航システム等の警報管理機能については、船橋を含め、船舶の監視・制御場所において警報が、船舶自動化設備特殊規則第11条の2第1項第1号ホに基づき適切に備えられていることを確認すること。

## -6. 情報記録

自動運航システム等の情報記録機能については、船舶自動化設備特殊規則第11条の2第1項第1号ヘに定める必要な情報が記録される装置であることを確認すること。特に、記録の保管場所(船内、陸上等)や記録方法についても確認すること。

## -7. その他

自動運航システム等は、船舶自動化設備特殊規則第11条の2第1項第1号トについて、その他管海官庁が必要と認める事項を満足するよう設計されていることを確認すること。

### 2.1.3 リスクアセスメント

船舶自動化設備特殊規則第11条の2第2項に従いリスクアセスメントを実施すること。また、リスクアセスメントの実施にあたっては、附属書Ⅲ リスクアセスメントの実施手順書に基づき実施すること。

## 2.2 機器搭載前の検査(ステップ2)

ステップ2の検査は、自動運航システム等を構成する機器が船舶に搭載される前に、あらかじめ運用コンセプト、機能要求仕様書及び設計書等で求める性能に適合していることを確認する。

なお、既に航行している船舶に搭載されている機器の場合は、ステップ3の検査において確認することも可能である。

### 2.2.1 自動運航システム等を構成する機器の性能確認

以下の事項を確認すること。

- 1. 機能要件を満足する性能
- 2. 故障及び不具合の影響(診断機能、検知、アラートに対する応答を含む)
- 3. ソフトウェア及びハードウェアのコンポーネント間の統合
- 4. ヒューマンマシンインターフェース

### 2.2.2 自動運航システム等を構成する機器間の連携確認

以下の事項を確認すること。また、可能な範囲で船員への引継ぎ機能についても確認すること。

- 1. 機能要件を満足する性能
- 2. 故障及び不具合の影響(診断機能、検知、アラートに対する応答を含む)
- 3. ソフトウェア及びハードウェアのコンポーネント間の統合

### 2.2.3 リスクアセスメント

ステップ1のリスクアセスメント結果が自動運航システム等の詳細設計等に確実に反映されているか、考慮されていなかった、事故に至るようなシナリオが無いか等について、

附属書Ⅲ リスクアセスメントの実施手順書に基づき実施して確認すること。

## 2.3 船上における検査(ステップ3)

ステップ3の検査の方法は以下のとおり。

2.3.1 自動運航システム等を構成する機器が適切に設置されていることを確認する。

2.3.2 以下の効力試験により適切に動作することを確認する。

- 1. 搭載した機器が設計書等のとおりに動作すること及び自動運航システム等が故障した場合に船員に引き継げることを確認する。
- 2. 自動運航システム等と船内で動作する他のシステムとの干渉により、船舶の安全性に影響をおよぼさないことを確認する。

## 2.3.3 リスクアセスメント

ステップ2までのリスクアセスメント結果が自動運航システム等の詳細設計等に確実に反映されているか、考慮されていなかった、事故に至るようなシナリオが無いか等について、附属書Ⅲ リスクアセスメントの実施手順書に基づき実施して確認すること。

## 3. 自動運航システム等にかかる臨時検査(運航時の検査(ステップ4))

自動運航システム等にかかる臨時検査(ステップ4)の方法は本章による。

3.1 運航時の検査は、自動運航システムを搭載している船舶が自動化規則第11条の2に定める要件に適合していることを、洋上において確認すること。

3.2 この検査の実施にあたっては、自動運航システム等が担う予定のタスク全てを船員が担っていること、船舶安全法施行規則第51条第2項の承認を受けた同条第1項第16号の資料が船長に供与されていることを確認すること。

## 3.3 リスクアセスメント

ステップ3までのリスクアセスメント結果が自動運航システム等の詳細設計等に確実に反映されているか、考慮されていなかった事故シナリオが無いか等について、附属書Ⅲ リスクアセスメントの実施手順書に基づき実施して確認すること。

## 4. 自動運航システム等にかかる定期的検査(第2回以降の定期検査及び中間検査)

上記3.の船舶検査を合格し船舶検査証書を交付した後、船舶検査証書の有効期間が満了するまでに行う定期検査及び中間検査の方法は本章による。

- 4.1 自動化規則第 11 条の 2 に定める要件に適合していることを効力試験により確認すること。
- 4.2 船舶安全法施行規則第 51 条第 2 項の承認を受けた同条第 1 項第 16 号の資料が船長に供与され、適切に維持されていることを確認すること。

# 附属書 I 衝突・座礁回避機能の試験

衝突・座礁回避機能について、安全基準の要件を満足していることを、原則、数値シミュレーター等を用いたシミュレーションにより確認しなければならない。

## 1. 評価シナリオ群の作成

シミュレーションを行うための評価シナリオ群は、次に示すシナリオから構成されること。

評価シナリオ群には、基本シナリオ、中間シナリオ(共通シナリオ)、実海域シナリオ及び事故シナリオを含み、中間シナリオ(選択シナリオ)については、航行予定の海域で想定される要素を考慮してシナリオを選択すること。

作成にあたっては、自動運航システム等を搭載する船舶の実際の運航をよく知る船長等の意見を考慮して各パラメータ(相手船の大きさ、最接近時間、相対船速等)を設定すること。

### 1.1 基本シナリオ群(共通シナリオ)

基本シナリオ群は、図 I - 1に示す対応する見合い関係から想定される交通流を網羅的に検証するシナリオ群で、図 I - 2に示す 84 パターンのシナリオ。

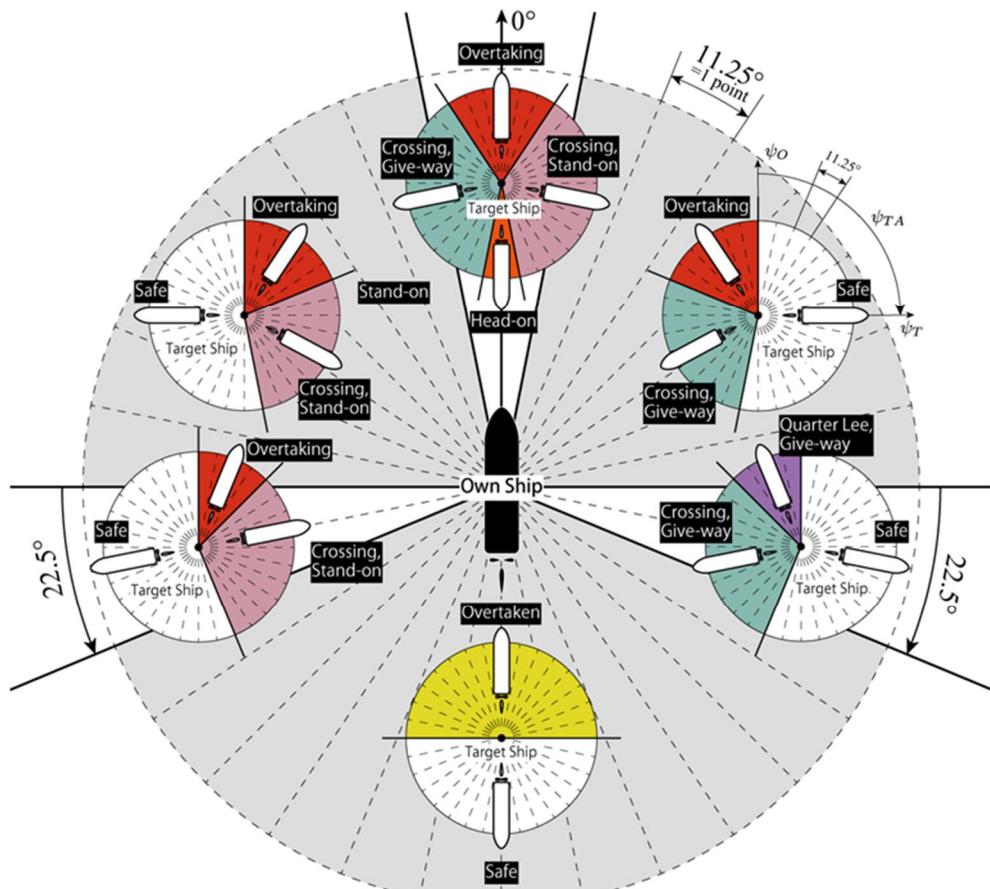
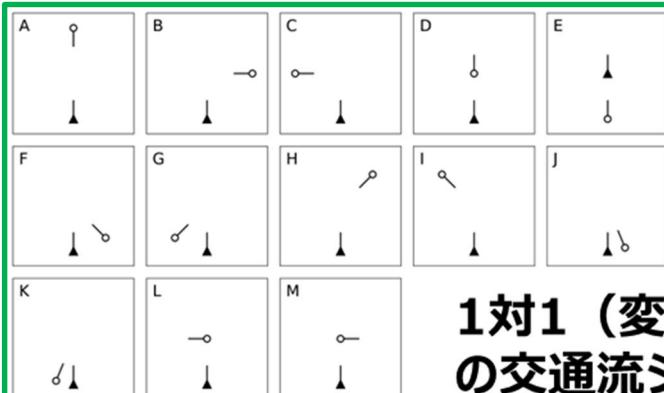
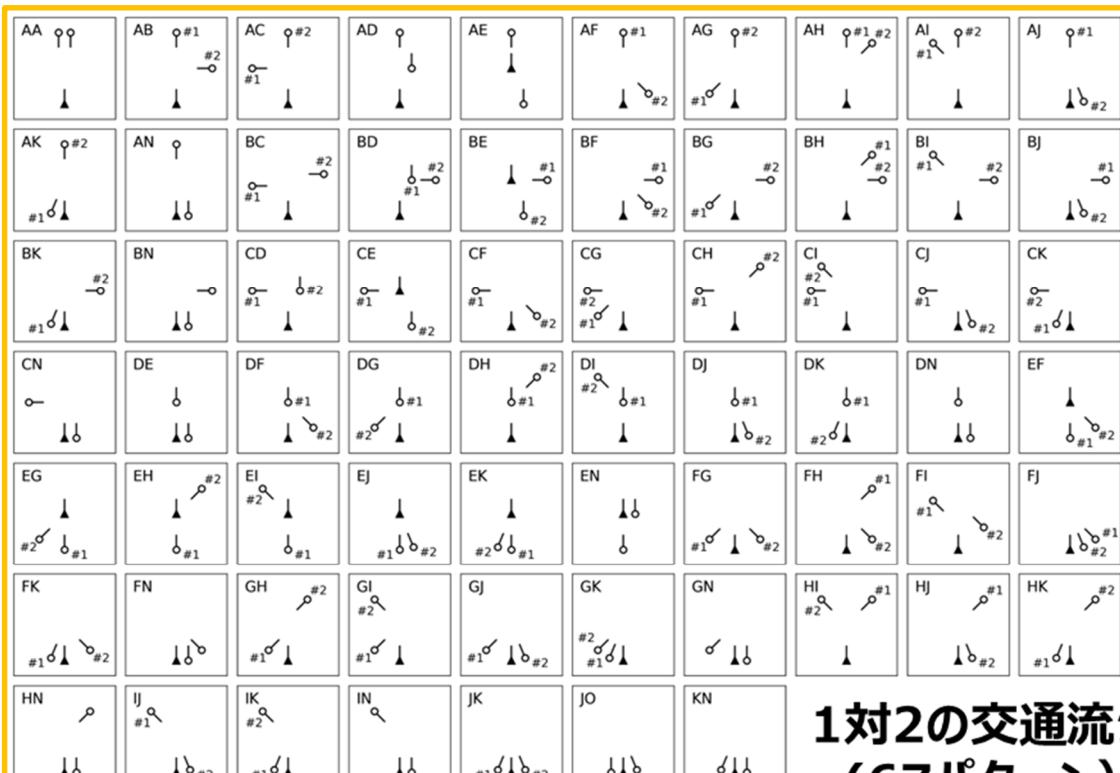


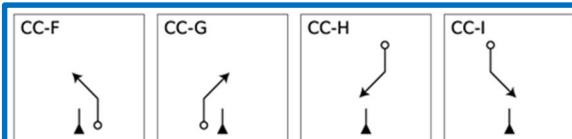
図 I - 1 見合い関係



### 1対1（変針なし） の交通流シナリオ（13パターン）



### 1対2の交通流シナリオ (67パターン)



### 1対1（変針あり）の交通流シナリオ (4パターン)

図 I - 2

## 1.2 中間シナリオ群

中間シナリオ群は、実海域で発生しうる実践的な要素を細かく抽出したシナリオ群であり、表 I-1 中間シナリオ群(共通シナリオ)4種類と表 I-2 中間シナリオ群(選択シナリオ)7種類に分類される。

表 I-1 中間シナリオ群(共通シナリオ)

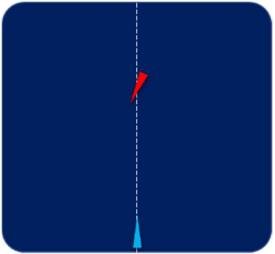
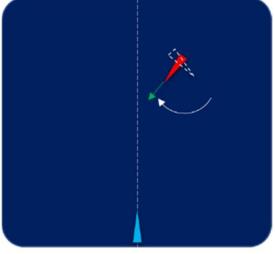
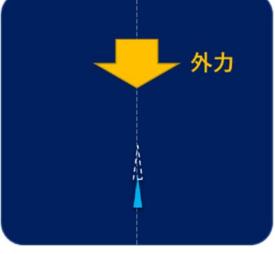
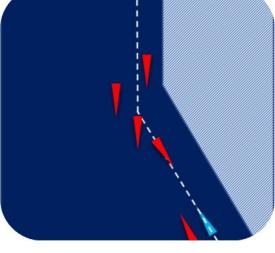
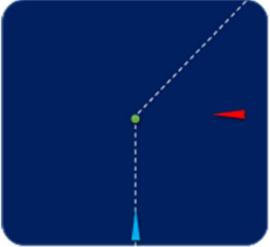
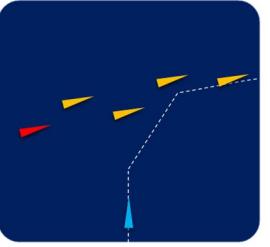
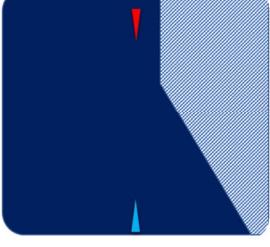
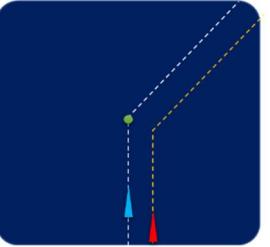
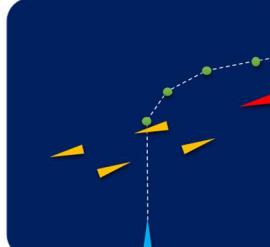
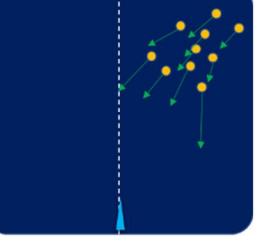
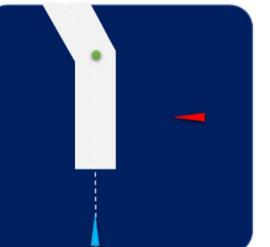
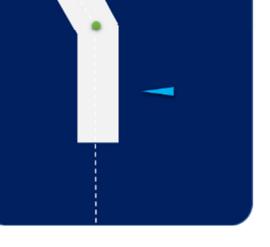
No	実践的要素	概要図
1	相手船が本船に 対して避航する	
2	相手船が予期し ない動きをする	
3	センサ異常や外 力影響等によっ て航海計画から 逸脱が検知され る	
4	避航航路作成不 可となる	

表 I-2 中間シナリオ群(選択シナリオ)

No	実践的要素	概要図	No	実践的要素	概要図
5	WPT(変針点、 変速点)付近で 避航する				
6	浅所の付近を航 行する		8	交通流に合流、 もしくは交通流 に沿って航行す る	
7	交通流を横断す る		9	漁船(群)の付近 を航行する	
10	航路内、もしく は航路付近を航 行する		11	航路を横断する	

### 1.3 実海域シナリオ

衝突・座礁回避機能が、連続的な避航を実施できることを確認するため、実際に自動運航システム等を使用する海域を模したシナリオで、航行予定海域の AIS 等のデータをもとに作成されること。その際、基本シナリオ群及び中間シナリオ群で明示したシナリオのうち、いくつかのシナリオが連続的に発生するようになっていること。

なお、実海域シナリオのシミュレーション実施にあたっては、船舶の状態による運動性能の変化を考慮して、あらかじめ確認された経路の実行・監視機能と接続して行うこと。

### 1.4 事故シナリオ

過去の事故事例を踏まえたシナリオで、実施にあたっては、中間シナリオ又は実海域シナリオに組み込んで実施することができる。

## 2. 評価指標

評価シナリオ群のシミュレーションの結果として指標(以下)、航跡図及びアニメーションを出力し、複数の専門家による評価を受けること。

### 2.1 評価指標

- ① 相手船との最小距離
- ② 相手船との最小船首航過距離
- ③ 相手船との最小正横航過距離
- ④ 相対方位変化率(評価領域図<sup>1)</sup>のフォーマットで示すこと)
- ⑤ 每分あたりの最大回頭角速度
- ⑥ 每分あたりの方位変化率
- ⑦ 相手船船側との交差距離
- ⑧ 衝突判定時系列値(CJ 値の時系列)
- ⑨ 主観的衝突危険度判定時系列値(SJ 値の時系列)
- ⑩ ブロッキング係数時系列値(BC 値の時系列)
- ⑪ 環境ストレス時系列値(ES 値の時系列)
- ⑫ 相対方位変化
- ⑬ 舵角、速力、DCPA 及び TCPA の時系列

- 1) 一般社団法人日本船長協会、自動避航システムの認証に向けた検証実験報告等、  
[https://captain.or.jp/?page\\_id=11561](https://captain.or.jp/?page_id=11561)

### **3. 専門家による評価**

#### **3.1 評価方法**

専門家による評価について、以下の資格要件1及び2を満足する専門家の複数名による合議で行われ、海上交通法規への適合性、指標による判定及び海技者の視点を踏まえた適切な動作の判断を行う。なお、評価を実施する専門家は自社の海技者等であってはならない。

##### **3.1.1 資格要件1**

以下の要件及び搭載予定船舶が運用される海域のうち、海上交通安全法、港則法の航法が適用される航路・水域で、同種の船舶の操船経験を有すること。

-1. 搭載予定船舶の大きさが総トン数 5,000 トン以上の場合:

三級海技士(航海)以上の免許を受けた後、総トン数 5,000 トン以上の船舶において操船経験を有すること。

-2. 搭載予定船舶の大きさが総トン数 200 トン以上 5,000 トン未満の場合:

四級海技士(航海)以上の免許を受けた後、総トン数 200 トン以上の船舶において操船経験を有すること。

-3. 搭載予定船舶の大きさが総トン数 200 トン未満の場合:

五級海技士(航海)以上の免許を受けた後、船舶において操船経験を有すること。

##### **3.1.2 資格要件2**

-1. 水先人

-2. 海難審判所 審判官、理事官(一級海技士(航海)を有する者又は船舶の航海に関する教授、准教授若しくは海技教育機構相当職経験者に限る)

-3. 海事補佐人(一級海技士(航海)を有する者又は船舶の航海に関する教授、准教授若しくは海技教育機構相当職経験者に限る)

-4. 海技教育者

-5. 元海上保安官で海上交通センター勤務経験者

## 附属書Ⅱ 経路の実行・監視機能の試験

### 1. 通則

#### 1.1 用語の定義

本附属書で使用する用語の意味は下表のとおり。

用語	説明
操船モード	離桟操船、離桟後に増速を伴う港内操船、港内操船、沿岸航海操船、大洋航海操船、着桟前に減速を伴う港内操船及び着桟操船
離桟操船	岸壁から離岸し、前進加速できる範囲までの操船
離桟後に増速を伴う港内操船	サイドスラスターの使用が想定される速度域で、離桟操船に引き続いて加速しながら出航する操船
港内操船	港内(防波堤の内側)でサイドスラスターの使用を前提としない速度域での操船
沿岸航海操船	沿岸航路や混雑する地域を含む航路での操船
大洋航海操船	外洋での操船
着桟前に減速を伴う港内操船	サイドスラスターの使用が想定される速度域で、接岸前に減速しながら入港する操船
着桟操船	着桟前に減速を伴う港内操船で十分に減速した後、岸壁へ接岸するまでの操船

- 1.2 経路の実行・監視機能について、船舶が適切に経路を実行できるための制御ができることを、シミュレーション試験により確認しなければならない。ただし、港内操船、沿岸航海操船及び大洋航海操船については、船舶の操舵の設備の基準を定める告示第12条第1項第1号の航跡制御方式(TCS)により制御されること。

### 2. シミュレーション試験

#### 2.1 一般

- 2.1.1 4つの操船モード毎の操船パターンを組み込んだ試験シナリオに対して、自動運航システム等が搭載された船舶が試験シナリオの経路どおりに動作できることをシミュレーション試験により確認する。
- 2.1.2 試験シナリオは試験対象機器が実際に使用するデータ様式又はそれと同等なデータ様式で作成され、試験対象機器へ転送又は保存し、実行されること。
- 2.1.3 離桟操船、離桟後に増速を伴う港内操船、着桟前に減速を伴う港内操船及び着桟操船については、2.2に従いシミュレーション試験を実施すること。

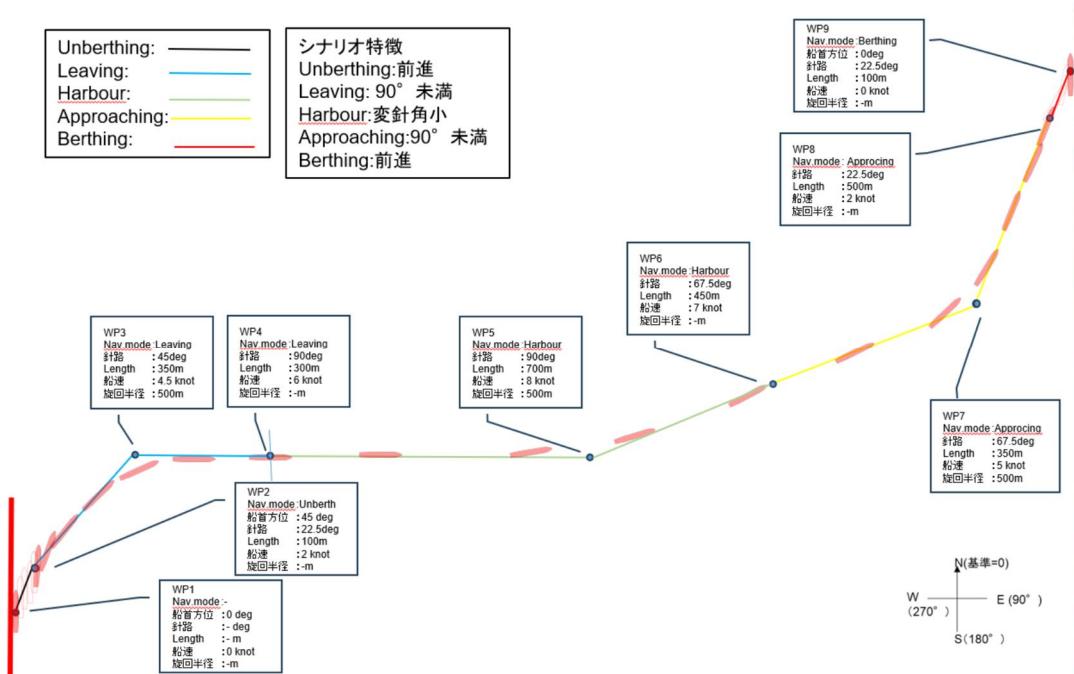
## 2.2 環境設定

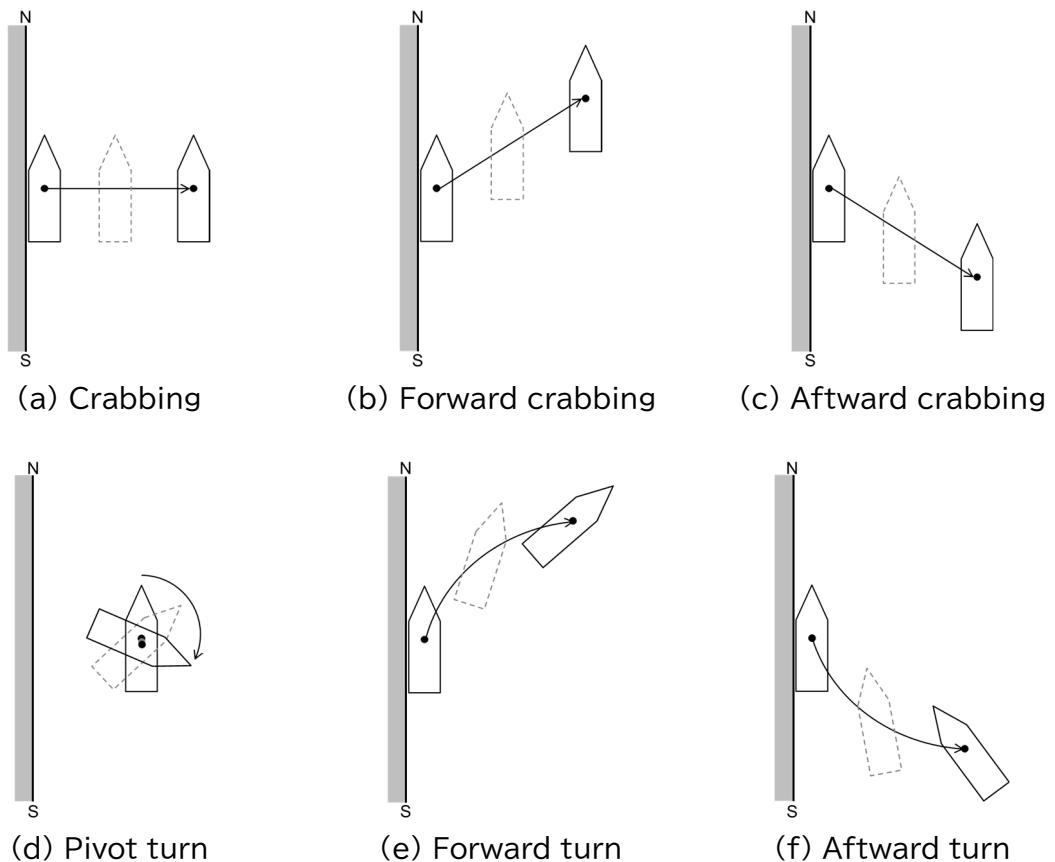
2.2.1 シミュレーターで使用する自動運航システムが搭載される船舶(以下、「対象船舶」)の操縦運動モデルは、次の-1.から-5.を満足するものを用いること。

- 1. 操船制御を行う装置の制御手段として使用されるアクチュエータの組合せとその操作による操縦運動を適切に計算可能であること。
- 2. アクチュエータへの操作指令に対する実作動量の応答が適切であること。
- 3. 潮流及び風の外乱影響を考慮した操縦運動を適切に計算可能であること。
- 4. 位置、方位及び速度に波の周波数程度のノイズを考慮可能であること。
- 5. 操船制御を行う装置が必要とする演算周期以内で操縦運動を出力可能であること。

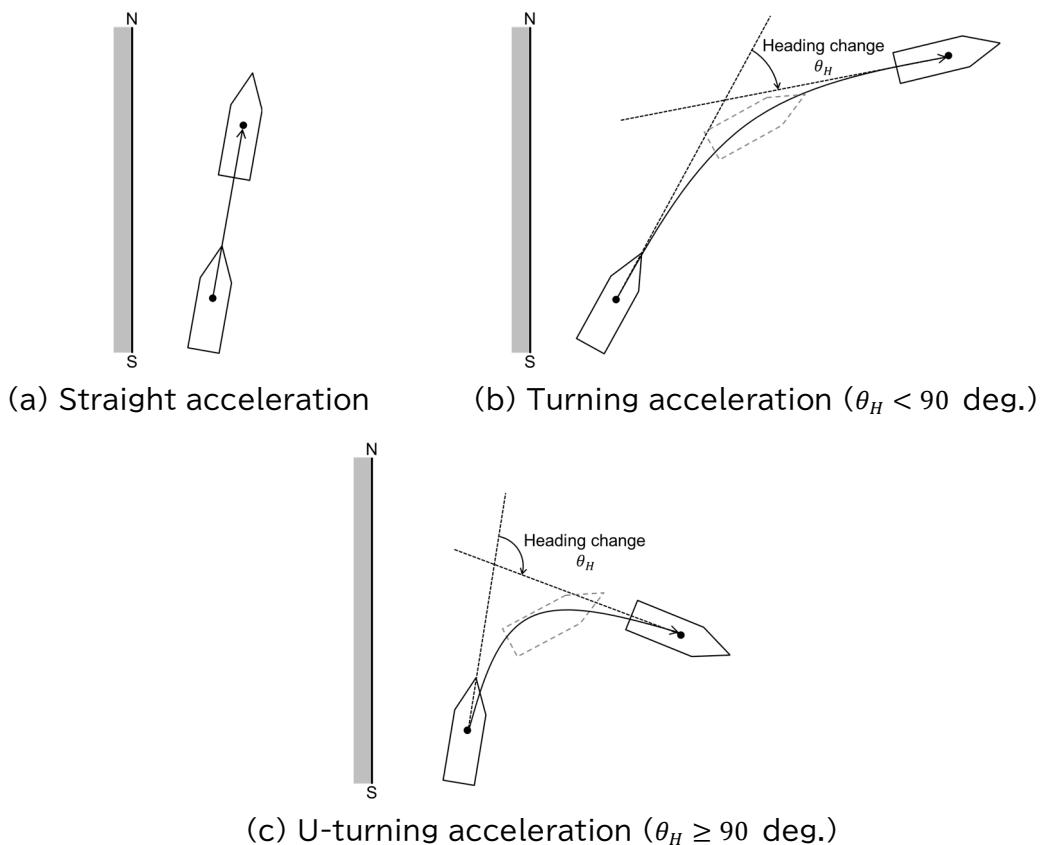
2.2.2 試験シナリオは、対象船舶の装備及び自動運航システムの運航設計領域に応じた操船パターン並びに外乱条件が網羅的に確認できるよう、次の-1.から-5.の要件を満足すること。

- 1. 試験シナリオで考慮する操船モードは、対象船舶の装備及び自動運航システムの運航設計領域に応じて選択すること。ただし、連續性を考慮するために、増減速及び変針が含まれる港内操船を試験シナリオに含めること。
- 2. 操船パターンは操船モード毎に図II-1から図II-4に示すものを用いること。
- 3. 対象船舶の装備及び自動運航システムの運航設計領域に応じて、実現可能な操船パターンを選択し、その組合せで試験シナリオを作成すること。
- 4. 外乱条件としては、「風(変動風)」及び「潮流」を考慮し、その強さと方向を考慮すること。
- 5. 前-3.及び-4.の試験シナリオと外乱条件の組み合わせ全てに対してシミュレーションによる試験を実施すること。

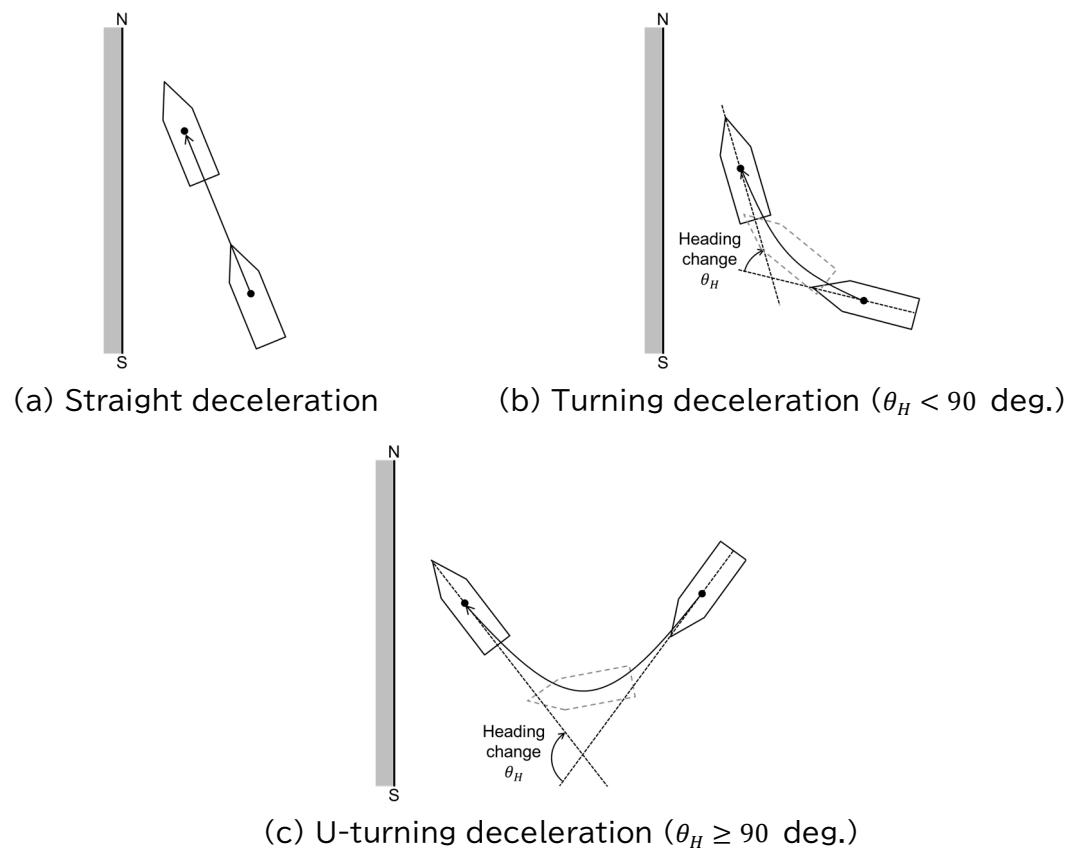




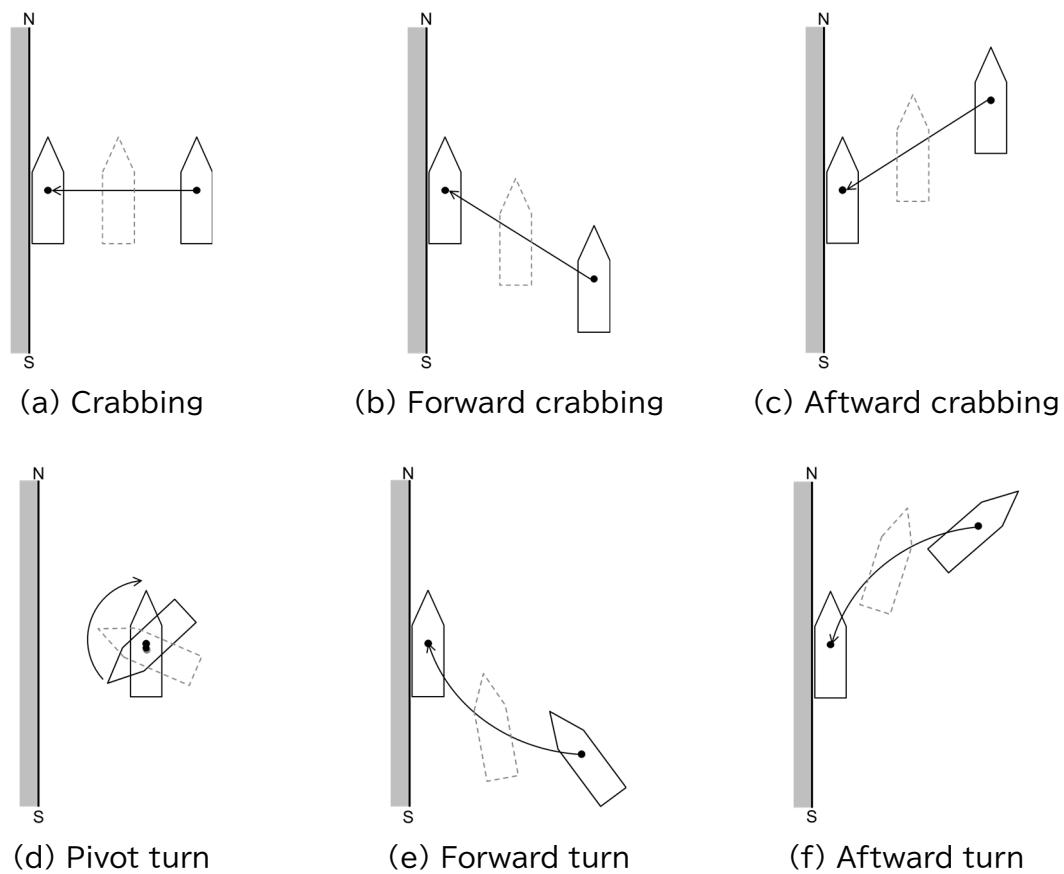
図II-1 離桟操船の操船パターン



図II-2 離桟後に增速を伴う港内操船の操船パターン



図II-3 着桟前に減速を伴う港内操船の操船パターン



図II-4 着桟操船の操船パターン

## 2.3 評価

次に従い、試験結果に対する評価を実施しなければならない。

2.3.1 表II-1に示す性能指標を用いること。

2.3.2 表II-1に示す性能指標は、表II-2に示す閾値を満足すること。

2.3.3 離桟操船、着桟操船における船首尾の桟橋方向への速度は、原則として10cm/s以下であること。

2.3.4 表II-1に示す性能指標のうち、前2.3.2及び2.3.3に規定されない性能指標については、あらかじめ設定した閾値を用いること。

表II-1 港内操船を対象とする操船制御装置の性能指標

性能指標	算出場所	離桟操船	離桟後に増速を伴う港内操船	港内操船	着桟前に減速を伴う港内操船	着桟操船
航路偏差	WP/Leg	○	○	○	○	○
合速度偏差	WP	○	○	○	○	○
左右方向速度偏差	WP	○				○
船首尾における桟橋方向速度	桟橋近傍	○				○
船首方位偏差	WP	○				○
着桟位置偏差	最終 WP					○

(注)WP:経由点、Leg:区間線

表II-2 港内操船を対象とする操船制御装置の性能指標の閾値

性能指標	離桟操船	離桟後に増速を伴う港内操船	港内操船	着桟前に減速を伴う港内操船	着桟操船
航路偏差	0.5 <i>Loa</i>	直進時 1.0 <i>B</i> 変針時 0.5 <i>Loa</i>	0.25 <i>Loa</i>	直進時 1.0 <i>B</i> 変針時 0.5 <i>Loa</i>	0.5 <i>Loa</i>
合速度偏差	±1.0 kt*	下限:-25% 上限:+50%	±1.0 kt	下限:-50% 上限:+25%	+0.5 kt
左右方向速度偏差	±1.0 kt				±0.5 kt
船首方位偏差	10.0 deg.				10.0 deg.

\* 桟橋等の障害物方向には移動しないこと

## 附属書III リスクアセスメントの実施手順書

設定した運用コンセプト、運用領域及び運航設計領域が適切であることを適切なリスクアセスメントにより確認しなければならない。

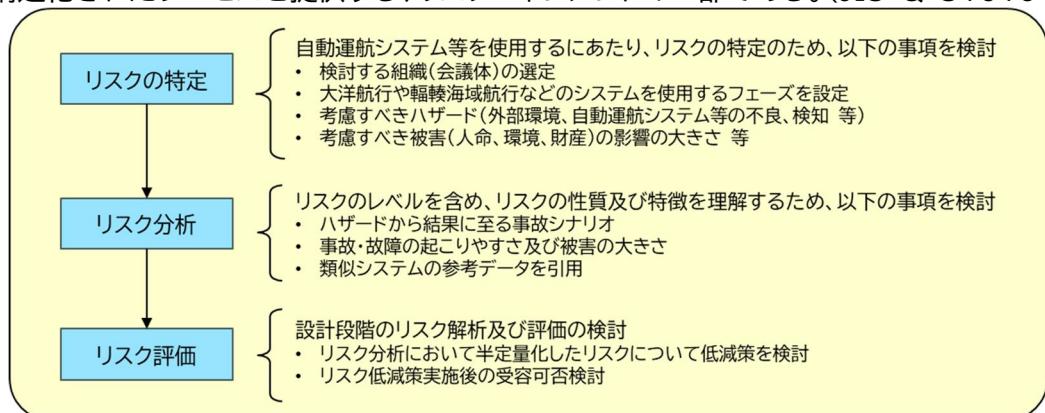
### 1. リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントの実施にあたっては、日本産業規格 JIS Q 31010等の適切なプロセスにより行われなければならない。

また、別紙に添付する日本財団助成事業・MEGURI2040 に係る安全性評価「自動運航船/無人運航船のリスク解析手順書」を参考として、リスクアセスメントを実施すること。

#### (参考)リスクアセスメントとは

日本産業規格(JIS)ではリスクアセスメントとは、目的がどのようにして影響を受けるかを特定し、さらに対応が必要かどうかを決定する前に、結果及びその確からしさによってリスクを分析する構造化されたプロセスを提供する、リスクマネジメントの一部である。(JIS Q 31010:2012)



JIS のプロセスによる、ステップ1のリスクアセスメントのイメージ

### 2. ステップ毎のリスクアセスメント

#### 2.1 ステップ1のリスクアセスメント

有識者で構成される会議体等で検討を行い、考慮すべきハザード等リスクの特定を行う。その後、事故シナリオや故障の起こりやすさ及び被害の大きさ等のリスク分析を行い、各リスクの低減策などリスク評価を行う。

#### 2.2 ステップ2からステップ4までのリスクアセスメント

ステップ1のリスクアセスメント結果について、自動運航システムの詳細設計等に確実に反映されているか、考慮されていなかった事故シナリオがないか等を確認し必要に応じてリスクアセスメントのやり直しを行う。

国海查第 102 号の 2  
令和 7 年 6 月 30 日

関係団体 各位

国土交通省 海事局  
検査測度課長 池田 隆之  
( 公 印 省 略 )

船舶検査の方法の一部改正について (通知)

今般、別添のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。

別添

○船舶検査の方法 A編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A編 総則	A編 総則	
第1章 適用	第1章 適用	
1.1 (略)	1.1 (略)	
1.1.1 (略)	1.1.1 (略)	
1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3に掲げる船舶、特殊船 <u>(自動運航システムを有する船舶を除く。)</u> 及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C編	1.1.2 次に掲げる船舶(1.1.3に掲げる船舶、特殊船及び製造検査を必要とする船舶を除く。)(以下「小型船舶等」という。)及び当該船舶に係る物件: C編	自動運航システム以外の項目については各編による検査とする
-1. (略)	-1. (略)	
-2. (略)	-2. (略)	
-3. (略)	-3. (略)	
1.1.3 (略)	1.1.3 (略)	
1.2 以下 (略)	1.2 以下 (略)	

○船舶検査の方法 A編 第2章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
A編 総則	A編 総則	
第2章 予備検査の証印及び成績書	第2章 予備検査の証印及び成績書	
2.1 (略)	2.1 (略)	
2.1.1~2.1.4 (略)	2.1.1~2.1.4 (略)	
2.1.5 ★印の打刻	2.1.5 ★印の打刻	船舶機関規

<p>機関のうち、材料試験及び工事中の検査を行ったもので、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船を除く。)以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、次のように刻印を附すこと。</p> <p>2.1.6 (略)</p> <p>2.2 以下 (略)</p>	<p>機関のうち、材料試験及び工事中の検査を行ったもので、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船及び特殊船を除く。)以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、次のように刻印を附すこと。</p> <p>2.1.6 (略)</p> <p>2.2 以下 (略)</p>	<p>則心得との整合</p>
---	--	----------------

### ○船舶検査の方法 A編 第3章

以下のとおり一部改正する。

改 正 案	現 行	備 考
<p>A編 総則</p> <p>第3章 委嘱の処理</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 委嘱を受け、検査を行った物件又は部分品等には照合のため、見やすい場所に略符を打刻し、ペンキ等によりその周囲をかこみ明示すること。なお、当該物件について材料試験等を行い、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船を除く。)以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、略符の右上に * 印を打刻すること。この場合、当該物件が予備検査に係るものであるときは、更に打刻することがあるので、そのさまたげにならないように注意すること。</p> <p>3.3 以下 (略)</p>	<p>A編 総則</p> <p>第3章 委嘱の処理</p> <p>3.1 (略)</p> <p>3.2 委嘱を受け、検査を行った物件又は部分品等には照合のため、見やすい場所に略符を打刻し、ペンキ等によりその周囲をかこみ明示すること。なお、当該物件について材料試験等を行い、平水区域を航行区域とする船舶(小型兼用船であって漁ろうをしない間の航行区域が平水区域であるものを含む。)(旅客船及び特殊船を除く。)以外の長さ 30 m 以上の船舶に使用することができるものには、略符の右上に * 印を打刻すること。この場合、当該物件が予備検査に係るものであるときは、更に打刻することがあるので、そのさまたげにならないように注意すること。</p> <p>3.3 以下 (略)</p>	<p>船舶機関規則心得との整合に基づく 2 章改正に伴う改正</p>

### ○船舶検査の方法 B編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期的検査等</p> <p>1.1~1.10 (略)</p> <p>1.11 自動化設備</p> <p>1.11.1 通則</p> <p>-1.~3. (略)</p> <p><u>-4. 自動運航システム(自動化規則 11-2 参照)の検査の方法について</u> <u>では、「自動運航システム等の検査の方法」(令和7年6月30日</u> <u>付け国海查第100号)によること。</u></p> <p>1.11.2~1.11.21 (略)</p> <p>1.12 以下 (略)</p>	<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期的検査等</p> <p>1.1~1.10 (略)</p> <p>1.11 自動化設備</p> <p>1.11.1 通則</p> <p>-1.~3. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.11.2~1.11.21 (略)</p> <p>1.12 以下 (略)</p>	自動運航システム搭載船対応

#### ○船舶検査の方法 B 編 第2章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考																								
<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1~2.9 (略)</p> <p>2.10 自動化設備</p> <p>検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定期</th> <th>1 中</th> <th>2 中</th> <th>3 中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(注)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	定期	1 中	2 中	3 中	<u>(注)</u>				<u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試				<p>B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第2章 定期的検査等</p> <p>2.1~2.9 (略)</p> <p>2.10 自動化設備</p> <p>検査項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定期</th> <th>1 中</th> <th>2 中</th> <th>3 中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(注)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	定期	1 中	2 中	3 中	<u>(注)</u>				<u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報				自動運航システム搭載
定期	1 中	2 中	3 中																							
<u>(注)</u>																										
<u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試																										
定期	1 中	2 中	3 中																							
<u>(注)</u>																										
<u>1.</u> 自動化設備にあっては、次に掲げる試験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報																										

験を行う。ただし、しゃ断装置及び警報装置に係わる試験以外の試験については、使用、運転の状況、記録等を勘査することにより、船舶検査官が差し支えないと認める場合は、省略してよい。 <u>2. 自動運航システムの検査の方法については、「自動運航システム等の検査の方法」(令和7年6月30日付け国海查第100号)によること。</u>					船対応
2.10.1～2.10.19 (略)					
2.11～2.18 (略)					

### ◦船舶検査の方法 C編 第1章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第1章 第1回定期検査等 1.1 通則 1.1.1 (略) <u>1.1.2 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和7年6月30日付け国海查第100号)によること。</u> <u>1.1.3 (略)</u> <u>1.1.4 (略)</u> <u>1.1.5 (略)</u> 1.2 (略)	C編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査 第1章 第1回定期検査等 1.1 通則 1.1.1 (略) (新設) <u>1.1.2 (略)</u> <u>1.1.3 (略)</u> <u>1.1.4 (略)</u> 1.2 (略)	自動運航システム搭載 船対応

1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査	1.3 小型船舶及び総トン数 5 トン未満の船舶の検査並びに当該船舶に係る物件の予備検査	
<p>1.3.1 設計の検査</p> <p>-1 (略)</p> <p>-2 近海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域又は平水区域であるものを除く。)、<u>危険物ばら積船及び特殊船（自動運航システムを有する船舶に限る。）</u>以外の船舶については、現場の検査において材料、溶接、構造、配置等が法規等の諸要件に適合していることを確認できる場合は、設計検査を省略してよい。</p>	<p>1.3.1 設計の検査</p> <p>-1 (略)</p> <p>-2 近海区域以上を航行区域とする船舶(小型兼用船であって、漁ろうをしない間の航行区域が沿海区域又は平水区域であるものを除く。)及び<u>危険物ばら積船</u>以外の船舶については、現場の検査において材料、溶接、構造、配置等が法規等の諸要件に適合していることを確認できる場合は、設計検査を省略してよい。</p>	自動運航システム搭載船を設計検査対象とする対応
1.3.2 以下 (略)	1.3.2 以下 (略)	

## ◦船舶検査の方法 C 編 第 2 章

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.7 (略)</p> <p><u>2.1.8 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについては、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付け国海查第 100 号) によること。</u></p> <p>2.2 以下 (略)</p>	<p>C 編 小型船舶等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1～2.1.7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2.2 以下 (略)</p>	自動運航システム搭載船対応

## ◦船舶検査の方法 C-2 編

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 1 章 第 1 回定期検査等</p> <p>1.1 通則</p> <p>1.1.1~1.1.4 (略)</p> <p><u>1.1.5 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについて は、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付 け国海查第 100 号) によること。</u></p> <p>1.2 快遊艇等の船舶の検査及び当該船舶に係る物件の予備検査</p> <p>1.2.1 設計の検査</p> <p>設計検査については、C 編 1.3.1 を準用する。ただし、<u>特殊船（自動運航システムを有する船舶に限る。）を除き、</u>当該船舶又は物件につき、同一型式のものが船級協会、日本小型船舶検査機構によって設計承認されたものであって船舶検査官が差し支えないと認めた場合にあっては、設計検査の一部又は全部を省略することができるものとする。</p> <p>1.2.2 以下 (略)</p>	<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 1 章 第 1 回定期検査等</p> <p>1.1 通則</p> <p>1.1.1~1.1.4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>1.2 快遊艇等の船舶の検査及び当該船舶に係る物件の予備検査</p> <p>1.2.1 設計の検査</p> <p>設計検査については、C 編 1.3.1 を準用する。ただし、当該船舶又は物件につき、同一型式のものが船級協会、日本小型船舶検査機構によって設計承認されたものであって船舶検査官が差し支えないと認めた場合にあっては、設計検査の一部又は全部を省略することができるものとする。</p> <p>1.2.2 以下 (略)</p>	<p>自動運航システム搭載船対応</p> <p>自動運航システム搭載船を設計検査対象とする対応</p>

#### ◦船舶検査の方法 C-2 編

以下のとおり一部改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1~2.1.6 (略)</p> <p><u>2.1.7 自動運航システムを搭載する船舶の自動運航システムについて は、「自動運航システム等の検査の方法」(令和 7 年 6 月 30 日付</u></p>	<p>C-2 編 快遊艇等及びこれに備える物件の検査</p> <p>第 2 章 定期的検査等</p> <p>2.1 通則</p> <p>2.1.1~2.1.6 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>自動運航システム搭載</p>

け国海查第 100 号) によること。

2.2 以下 (略)

2.2 以下 (略)

船対応

#### 附 則

この船舶検査の方法の一部を改正する通達は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。